第四十条の四第三十四項を同条第三十八項とし、同条第三十一項から第三十三項までを四項ずつ繰り下げ、同条第三十項中「第九十条の十二第三項第二号ニ」を「第九十条の十二第三項第二号ホ」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十九項中「第九十条の十二第三項第二号ニ」を「第九十条の十二第三項第二号ホ」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十八項を同条第三十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

32　法第九十条の十二第三項第二号ハに規定する車両総重量が七・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車で財務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

第四十条の四第二十七項を同条第三十項とし、同条第二十三項から第二十六項までを三項ずつ繰り下げ、同条第二十二項中「第九十条の十二第二項第二号ニ」を「第九十条の十二第二項第二号ホ」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十一項中「第九十条の十二第二項第二号ニ」を「第九十条の十二第二項第二号ホ」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十項を同条第二十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

23　法第九十条の十二第二項第二号ハに規定する車両総重量が七・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車で財務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

第四十条の四第十九項を同条第二十一項とし、同条第十五項から第十八項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十四項中「第九十条の十二第一項第五号ハ⑴」を「第九十条の十二第一項第五号ニ⑴」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第九十条の十二第一項第五号ハ」を「第九十条の十二第一項第五号ニ」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項の次に次の二項を加える。

13　法第九十条の十二第一項第五号ハに規定する車両総重量が七・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車で財務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

14　法第九十条の十二第一項第五号ハ⑴に規定する平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

第四十一条中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第四十二条及び第四十三条を次のように改める。

第四十二条　法第九十一条の二第二項に規定する財務省令で定める表示は、同項の規定の適用により印紙税が課されない旨の表示とする。

第四十三条　削除

（消費貸借契約書への表示）

別表第二⑴の表中

郵便番号	－　　　　個人番号
フリガナ 住所	

を

郵便番号	－
フリガナ 住所	

に改め、同表の備考2⑴中「、「氏名」及び「個人番号」」を「及び「氏名」」に、「、氏名及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号」を「及び氏名」に改める。

別表第二⑵の表中

郵便番号	－　　　　個人番号
フリガナ 住所	

を

郵便番号	－
フリガナ 住所	

に改め、同表の備考2⑴中「、「氏名」及び「個人番号」」を「及び「氏名」」に、「、氏名及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号」を「及び氏名」に改める。

別表第二⑶の表中

ふりがな 氏名	個人 ㊞
番号	

を

ふりがな 氏名	
個人番号又は法人番号	法人番号
㊞	

に、「、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（以下この表において「個人番号」という。）」を「及び住所」に改める。同表の備考3㈡中「「個人番号又は法人番号」又は」を「又は当該事務代行先に係る事務代行団体の」に改め、「（以下この表において「法人番号」という。）又は当該事務代行先に係る事務代行団体の法人番号」を削る。

回表の備考3㈡中「、「住所」及び「個人番号」」を「及び「住所」」に、「、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（以下この表において「個人番号」という。）」を「及び住所」に改める。同表の備考3㈢中「「個人番号又は法人番号」又は」を削り、「の個人番号若しくは」を「又は当該事務代行先に係る事務代行団体の」に改め、「（以下この表において「法人番号」という。）又は当該事務代行先に係る事務代行団体の法人番号」を削る。